

青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法の関係

対象施設		対象規模
ハ ー ト ビ ル 法 及 び 県 条 例	1 病院又は診療所	2,000㎡以上
	2 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	〃
	3 集会場又は公会堂	〃
	4 展示場	〃
	5 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	〃
	6 ホテル又は旅館	〃
	7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	〃
	8 体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場	〃
	9 博物館、美術館又は図書館	〃
	10 公衆浴場	〃
	11 飲食店	〃
	12 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	〃
	13 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	〃
	14 一般公共の用に供せられる自動車用車庫	〃
	15 公衆便所	〃
	16 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	〃
県 条 例 の み	17 興行施設(その他これらに類する施設 2を拡大)	500㎡以上
	18 集会施設(公民館、冠婚葬祭施設、その他これに類する施設 3を拡大)	すべて
	19 展示施設(その他これらに類する施設 4を拡大)	1,000㎡以上
	20 宿泊施設(その他これらに類する施設 6を拡大)	〃
	21 身体障害者更生援護施設、知的障害者更生援護施設、老人福祉施設等の社会福祉施設等、介護老人保健施設、その他(保健・福祉施設 7を拡大)	すべて
	22 スポーツ施設(その他これらに類する施設 8を拡大)	500㎡以上
	23 遊興施設(ダンスホール、遊技場、マージャン屋、パチンコ店、カラオケボックス、その他これに類する施設 8を拡大)	〃
	24 文化施設(その他これらに類する施設 9を拡大)	すべて
	25 一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所、一般電気事業の用に供する営業所等、第一種電気通信事業の用に供する営業所、公益事業の営業所等 16を拡大)	〃
	26 学校等(16を拡大)	〃
	27 官公庁の庁舎(16を拡大)	〃
	28 火葬場	〃
	29 共同住宅、寄宿舎	50戸以上
	30 事務所	3,000㎡以上
	31 複合施設(ショッピングセンター、駅ビルなど)	〃
	32 公共交通機関の施設(建築物を除く)	すべて
	33 道路(道路法上の道路)	〃
	34 公園(児童公園、都市公園、港湾緑地、動物園、植物園、遊園地)	〃
	35 路外駐車場(建築物を除く)(駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く))	駐車場法第12条の届出を要する施設

対象設備等		適合基準(県条例と同)	誘導基準(県はマニュアルで別途制定)		
ハ ー ト ビ ル 法 及 び 県 条 例	ア 出入口				
		・玄関出入口の幅	80cm以上	120cm以上	
		・居室などの出入口	80cm以上	90cm以上	
	イ 廊下等その他これに類するもの(スロープ)	・廊下幅	120cm以上	180cm以上	
		ウ 階段(踊場)	・手すりの設置	片側	両側
			・スロープ幅	120cm以上	150cm以上
			・スロープ勾配	1/12以上	
	エ 昇降機(エレベーター)	・出入口の幅	80cm以上	90cm以上	
		・かごの床面積	1.83㎡以上	2.09㎡以上	
		・乗降ロビー	150cm以上	180cm以上	
	オ 便所	・車いす使用者用便房の数	建物に1つ以上	各階ごとに2%以上	
		・床置き小便器の数	建物に1つ以上	各階ごとに1つ以上	
	カ 駐車場	・車いす使用者用駐車施設の数	1つ以上	2%以上	
		・車いす使用者用駐車施設の幅	350cm以上	350cm以上	
		キ 敷地内の通路			
	・通路の幅		120cm以上	180cm以上	
県 条 例 の み	ク 観覧席及び客席		席数500以下…2以上 席数500以上…総数× 1/500 + 2		
		・幅	90cm以上		
		・奥行き	110cm以上		
	ケ 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室		基準に適合した浴室を1以上設けること		
		・出入口の幅	80cm以上		
	コ 客室		客室1以上は障害者に配慮した客室を設けること		
	サ 受付カウンター及び記帳台		車いすに配慮した高さとする		
	シ 公衆電話所		1以上は車いすに配慮した高さとする		
	ス 券売機		1以上は車いすに配慮した高さとする		
	セ 案内表示		文字の大きさ、表示の内容に配慮すること		
ソ 授乳及びおむつ換えの場所		授乳及びおむつ換えのできる場所を設けること			